

社労士業務とは!?

What's consultant?

1 どのような資格なのか？

労働関連法令や社会保障法令に基づく申請書・届出書・報告書・審査請求書・異議申立書等の書類作成代行等を行い、また企業を経営して行く上での労務管理や社会保険に関する相談・指導を行う事を職業とする為の資格で、企業の総務・労務・人事部のアウトソーシング機能を果たすことができます。

2 どのような業務を行うのか？

社会保険労務士が扱う法律は労働基準法をはじめとする『労働関係法規』、国民年金・厚生年金・健康保険法をはじめとする『社会保険法規』、その他私たち社会保険労務士が扱う法律は100を超えます。また、大きく社労士は3つの業務を行うことができます。

1号業務

[関係書類の作成業務]

- ・ 行政官庁に提出する届出書、申請書、報告書、審査請求などの書類を作成する業務
- ・ 企業の就業規則、労働者名簿、各種労使協定、賃金台帳などの書類を作成する業務

2号業務

[代理・代行業務]

- ・ 1号業務で作成した申請書などを、社会保険労務士が事業主に代って行政官庁に提出する業務
- ・ 事業主に代って、行政官庁に対して陳述、要望、主張などを行なう業務

3号業務

[相談・指導業務]

いわゆる労務コンサルティングといわれる業務で、人事や労務に関する相談や指導、アドバイスを行ないます。社会保険労務士の能力が一番発揮できるジャンルで、今後の社会保険労務士の業務の、大きな柱になってきます。